

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 54 年 7 月ごろに、私が役場で、資格取得を 53 年 7 月にさかのぼって夫婦の国民年金加入手続をし、妻が昭和 53 年度の資格取得以降の保険料と 54 年度の保険料を分割して、毎月役場に出向いて 1 年ほどかけて支払ったのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 7 月に国民年金に加入して以降 60 歳に到達するまで申立期間を除いて保険料を未納無く納付している。また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も申立人と同時に国民年金に加入し、60 歳到達まで申立期間を除き保険料を完納しており、申立人及びその妻の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の過年度保険料を一括請求する納付書を受け取ったが、一度に納付できなかつたので、申立人の妻が役場で分割納付できるように相談したと述べており、町及び社会保険庁の収納記録により申立期間以降については過年度保険料を分割納付していたことが確認でき、申立期間の保険料も同様に納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかつた客観的な理由や周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年9月まで

昭和54年7月ごろに、夫が役場で、資格取得を53年7月にさかのぼって夫婦の国民年金加入手続をし、私が昭和53年度の資格取得以降の保険料と54年度の保険料を分割して、毎月役場に出向いて1年ほどかけて支払ったのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月に国民年金に加入して以降60歳に到達するまで申立期間を除いて保険料を未納無く納付している。また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も申立人と同時に国民年金に加入し、60歳到達まで申立期間を除き保険料を完納しており、申立人及びその夫の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の過年度保険料を一括請求する納付書を受け取ったが、一度に納付できなかつたので、申立人が役場で分割納付できるように相談したと述べており、町及び社会保険庁の収納記録により申立期間以降については過年度保険料を分割納付していたことが確認でき、申立期間の保険料も同様に納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかった客観的な理由や周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 56 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 56 年 2 月

昭和 39 年 12 月に婚姻と同時に転居した町役場で私が夫婦の国民年金加入手続きを行い、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。県外に転居を繰り返していたときも、妻が各地で半年から 1 年分ぐらいの夫婦の保険料をまとめて納付していた。また、申立期間②及び③については、妻が夫婦の保険料と一緒に納付していたのに、私だけ未納であるのはおかしく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は「夫婦の国民年金保険料を妻が納付していた。」と述べているが、申立人の妻は病気療養中のため事情を聴くことができず、申立人は保険料の納付に関与していないため申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、「昭和 39 年 12 月、婚姻と同時に転居した町役場で夫婦の国民年金加入手続きを行った。」と述べているが、同町及びその後転入した 3 市のいずれにおいても申立人夫婦が国民年金に加入した形跡は見当たらず、48 年 7 月に転入した市で初めて申立人夫婦の国民年金加入記録が認められ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことから、申立期間①の大半は国民年金に未加入であったと考えられる。

加えて、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立人夫婦とも昭和 53 年 10 月に申立期間①直後の 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、その時点で申立期間①は特例納付によるほかは時効により保険料を納付できない期間であるが、申立人又はその妻が特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、申立人の保険料を一緒に納付していたとされる申立人の妻は保険料を納付済みで、申立期間②と③の前後に保険料の未納も無い上、合わせて7か月と短期間であり、申立期間②及び③のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年10月までの期間及び56年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年11月は47万円、同年12月は62万円、16年1月は44万円、同年2月及び同年3月は59万円、同年4月は62万円、同年5月は50万円、同年6月及び同年7月は62万円、同年8月は56万円、同年9月は53万円、同年10月は56万円、同年11月及び同年12月は62万円、17年1月及び同年2月は59万円、同年3月は53万円、同年4月は62万円、同年5月は53万円、同年6月は59万円、同年7月は53万円、同年8月は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月1日から17年9月1日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している給与支払明細票及び賞与支払明細票により、A社は、毎月、基本給に係る部分については給与、基本給を超える成果給部分については賞与とし、給与からは社会保険庁に記録された標準報酬月額から計算された厚生年金保険料が控除され、賞与からは、その支給額に見合う社会保険料を控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録より申立人の標準報酬月額は、給与として支払われた金額のみに基づき算定した標準報酬月額であり、年4回以上の賞与が支払われている場合は、報酬月額に算入する取扱いになっているにもかかわらず、毎月、賞与として支払われていた金額は、社会保険事務所への標準報酬月額の届出には算入されていないことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細票及び賞

与支払明細票において確認できる各月の保険料控除額から、平成 15 年 11 月は 47 万円、同年 12 月は 62 万円、16 年 1 月は 44 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 59 万円、同年 4 月は 62 万円、同年 5 月は 50 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 62 万円、同年 8 月は 56 万円、同年 9 月は 53 万円、同年 10 月は 56 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 62 万円、17 年 1 月及び同年 2 月は 59 万円、同年 3 月は 53 万円、同年 4 月は 62 万円、同年 5 月は 53 万円、同年 6 月は 59 万円、同年 7 月は 53 万円、同年 8 月は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細票及び賞与支払明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細票及び賞与支払明細票で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月2日に、資格喪失日に係る記録を44年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月2日から44年7月25日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社の記録が無いことが分かった。同社へは正社員として採用されたのに、厚生年金保険に加入していないことは考えられない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所では、正社員はすべて社会保険に加入させているとしており、申立期間当時、申立人と同じ業務に従事していた同僚については、全員に厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、聴取できた同僚すべてが当該業務に従事していた者は正社員のみであったと述べている上、いずれも入社したとする時期と厚生年金保険の加入時期は同じであることから、当時、当該事業所において当該業務に携わっていた従業員については、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事してい

た同僚の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月から44年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年1月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を270円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から21年1月6日まで

私は、昭和16年にA社に入社し、同社のB工場に勤務していた17年10月ごろに、当時の工場長が「年金制度ができたからこれからの老後は安心だ。」というようなことを言っていたのを覚えているので、この時期から厚生年金保険に加入しているはずである。また、19年夏ごろからC社で勤務していたときもA社から給与を支給されており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、昭和17年10月1日から施行された労働者年金保険法において当該保険の被保険者資格を取得できるのは、非事務系の男子労働者と規定されており、申立人は、昭和16年夏ごろに入社し37年12月に退職するまで一貫して生産工程の管理業務に従事していたと述べていることから、事務系の従業員であったと考えられ、申立期間のうち、昭和17年10月1日から19年10月1日までの期間については、申立人は労働者年金保険の被保険者資格を取得できなかったものと推認される。

一方、事務系労働者も被保険者資格を取得できるようになった昭和19年10

月1日以降については、申立人は、昭和19年の夏ごろからA社の事業主の縁戚関係に当たる者が経営するC社で勤務し、終戦後の20年秋ごろにA社へ戻るまで、A社から給与を支給されており、毎月1回は当該事業所へ受け取りに出向いたと述べており、当時の同僚も当該期間の申立人の給与はA社から支給されていた、当時は全員正社員であったとの供述が得られた。

また、申立人と同じ管理業務に従事していた申立人の上司には、昭和19年6月1日（保険料の控除は昭和19年10月1日から）から厚生年金保険被保険者として記録が存在しており、申立人は、当時はC社で勤務していたものの、申立人と同様の職種に就いていた上司にのみ厚生年金保険被保険者の記録があることは不自然である上、他の事務系の同僚も19年10月1日から厚生年金保険被保険者としての記録が存在することから判断すると、申立人は、申立期間のうち、19年10月1日から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年1月の社会保険事務所の記録から270円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、当時の代表者も亡くなっているため確認できず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から38年3月1日まで

私は、昭和37年9月1日からA社B支店で正社員（C職）として勤務していた。それなのに社会保険庁の記録では申立期間は厚生年金保険に未加入とされていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人のA社B支店での在籍証明書、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社では、「当時の状況は不明であるが、正社員のみ作成している申立人の人事記録カードに、昭和37年9月1日から入社したことが記載されていることから、在籍証明書を発行したものであり、正社員なら厚生年金保険に加入させていたはずである。」と述べている上、当時の給与担当者も、厚生年金保険料を控除する従業員と控除しない従業員を分けていたような記憶は無いとの供述があった。

さらに、聴取できた同僚5名からは、C職は他の業務の正社員と雇用上の取扱いが異なることは無く、入社日から厚生年金保険に加入していたとの供述があり、申立人が勤務していた当時のA社B支店総務課の従業員のほぼ全員に厚生年金保険被保険者としての記録が存在することが確認できることなどから

判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は不明であるとしており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月21日から同年11月17日まで

勤務していたA社の厚生年金保険資格取得日が昭和36年11月17日となっているが、所持している出勤カードで同年9月21日から勤務していることや、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における日々の出勤状況、毎月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載された出勤カードから、申立人は、昭和36年9月21日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、出勤カードに記載されている厚生年金保険料控除額及び昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、当時の役員の所在も不明であり、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から51年6月まで
昭和39年12月に婚姻と同時に転居した町役場で夫が夫婦の国民年金加入
手続を行い、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。県外に転居を繰り返
していたときも、私が各地で半年から1年分ぐらいの夫婦の保険料をまとめ
て納付していた。保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家
計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、病気療養中のため事情を聴くことができず、申立人の夫は
国民年金保険料の納付に関与していないため申立期間の保険料の納付状況は
不明である。

さらに、申立人の夫は、「昭和39年12月、婚姻と同時に転居した町役場で
夫婦の国民年金加入手続を行った。」と述べているが、同町及びその後転入し
た3市のいずれにおいても申立人夫婦が国民年金に加入していた形跡は見当
たらず、48年7月に転入した市で初めて申立人夫婦の国民年金加入記録が認
められ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことから、
申立期間の大半は国民年金に未加入であったと考えられる。

加えて、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立人夫婦とも昭和
53年10月に申立期間直後の51年7月から53年3月までの国民年金保険料を
過年度納付しており、その時点で申立期間は特例納付によるほかは時効により
保険料を納付できない期間である。

そのほか、申立人は、昭和55年6月に36年4月から37年9月までの国民
年金保険料を特例納付しており、これにより60歳到達まで未納無く保険料を
納付すれば年金受給権を確保できるため、特例納付した時点で申立期間が未納
となっていることを認識していた状況がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

石川国民年金 事案323

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで
学生のころ、両親が私の国民年金保険料を継続的に納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人及びその両親は、申立期間当時、申立人の保険料をその両親が毎年、一括して現年度納付していたと述べているが、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人の父親の源泉徴収票によれば、平成6年度及び7年度の保険料はそれぞれ翌年に過年度納付されていることがうかがえ、さらに、国民年金被保険者名簿及び申立人の預金通帳により平成9年11月以降の保険料は毎月、口座振替されていることが確認できる等申立人が居住していた市での納付方法が記憶と相違している。

加えて、申立期間の保険料の納付時期、納付者等についても申立人及びその両親の記憶は判然とせず、申立期間の保険料を納付していたと推認できない。

そのほか、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿と社会保険庁の納付記録とに齟齬は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から44年7月まで

義母に勧められて国民年金に加入した。加入時期や加入手続については覚えていないが、区役所の出張所で加入し、そこで国民年金保険料を納付していた。その後集金人の訪問を受けて保険料を納付していた覚えがある。申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は申立期間当時、国民年金手帳を受け取っていないと述べているが、当時は印紙検認方式で保険料を収納しており、国民年金手帳を持たずに長期にわたって保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料を納付したとする区役所出張所を近所の人が「役場」と呼んでいたと記憶しているが、古くから市制を施行していた市の施設を住民が「役場」と呼称することは不自然である。一方、昭和44年3月に転居し、同年8月に国民年金に加入した記録のある別の市が申立期間当時、町から市に移行しており、この市庁舎を住民が「役場」と呼称することはあり得ると推測され、申立人が記憶を混同しているおそれがある。

加えて、昭和44年3月に転居する以前に国民年金に任意加入していた場合、転入した時点で国民年金の住所変更手続を行うこととなるが、申立人にはこの変更手続を行った記憶が無く、転入から5か月後に任意加入した記録となっており、申立期間について任意加入していた状況がうかがえない。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から47年12月まで
会社を退職した後、母親が私と生まれてくる子供のために、国民健康保険と国民年金への加入手続をして、保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「母親が国民年金の加入手続を行い、町役場職員の集金を通じて保険料を納付していた。」と述べているが、加入手続の時期や町役場職員の集金についての記憶が曖昧である上、申立人はそれらに^{あいまい}関与しておらず、申立人の母親ほか同居していた申立人の父親や妻も既に他界しているため、申立期間当時の加入状況、保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金への加入は、昭和48年1月ごろ被保険者資格取得日を同年1月1日にさかのぼって手続されていることから、申立期間当時は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立期間は10年と長期間に及んでおり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、申立人の同居家族で国民年金の強制加入被保険者となるべき人がいないなど、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案326

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から54年10月まで

会社を辞めてから国民年金に加入し、その後資格喪失の手続をした記憶は無く、申立期間もずっと国民年金保険料を納付し続けていた。申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間前に任意加入資格の喪失手続をした記憶は無いと述べているものの、申立人の夫が昭和45年2月から厚生年金保険被保険者になったことに伴い、それまで国民年金強制被保険者であった申立人の加入資格を任意加入に変更した手続は適正なものであり、申立人はこの任意加入手続についても記憶が無いとしている上、この2か月後の同年4月に任意加入資格を喪失したことについて特に不自然さを感じさせるような事情も見当たらない。

さらに、申立期間はほぼ10年と長期間であり、この間の納付金額や申立期間の当初に行われていた印紙検認方式による納付において必要だった国民年金手帳の状況等について、申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から35年1月1日まで

私は、昭和29年3月から5年間、A事業所で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が18か月となっている。同事業所で仕事が無い時は他の事業所に派遣されたこともあったが、申立期間について厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における被保険者資格喪失が昭和34年4月である当時の工場長は、申立人が29年3月から34年10月頃まで勤務していたとしているが、申立人は、34年12月まで勤務したと主張しており、勤務期間の終期が一致しないこと、複数の同僚は、申立人の勤務期間を29年から5年間としているが、このうち1人の同事業所における資格喪失は33年9月であり、当該同僚が「申立人は私より先に辞めた。」と供述していること、及びその他勤務実態を確認できる周辺事情が無いことから、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、「A事業所は受注が少なく、暇なことが多かったので他の事業所に派遣されたこともあった。」と供述していることから、申立人の申立期間における同事業所での勤務期間及び勤務時間等が一定でなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、A事業所は昭和48年10月全喪失、事業主も死亡しており、当時の人事記録、社会保険等関係資料は現存していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 9 月から 55 年 9 月まで

ねんきん特別便を見たところ、申立期間①及び②ともA社で勤務していたはずであるのに未加入となっていた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する名刺は、聴取できたA社に勤務していた元従業員が所持していたものと同じものと認められることから、勤務した時期は明らかではないが、申立人がA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A社では、申立期間当時の従業員名簿及び厚生年金保険の被保険者資格の得喪届に申立人の記録は無いとしており、A社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①について申立人は、この時期はA社に勤務していなかったかもしれないと述べており、申立期間②については、申立人は、申立ての資料として昭和 54 年 6 月 1 日発行のB社の身分証明書を提出しているが、その後、いつからA社へ勤務したかの記憶も曖昧である上、同僚についても記憶しておらず、申立期間にA社に勤務していた元従業員のうち、聴取できた者からは、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る供述は得られず、常勤の従業員として厚生年金保険に加入していた状況はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い上、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。